

『平成29年分 給与所得者の扶養控除等異動申告書』の提出について

この申告書は、平成29年(2017年)1月～12月に給与の支給を受けるT A R A 研究補助者 臨時職員等を対象として、次の①～②理由により提出していただくものです。提出しなければならない書類ではありませんので、ご自身で判断してください。

① あなたの平成29年1月～12月の主たる勤務先を定めるため。

早稲田大学のみで給与の支払いを受けている方は提出してください。本学以外の勤務先(大学・企業等)に、提出している場合は、本学に提出することはできません。ただし、平成29年中に本学を退職(卒業)し、本学以外の勤務先に提出する予定の方は、重複期間がでないよう、本学に提出することができます。退職(卒業)の際は契約した学部事務所に「扶養控除等申告書の取下げ」を連絡してください。

例) 平成29年1～3月までT A の契約(本学以外ではアルバイト等をしていない)をし、4月に就職予定の場合
→扶養控除等申告書を本学へ提出することはできますが、卒業(T A 退職)の際には、T A の契約をした学部事務所に「扶養控除等申告書の取下げ」の連絡をしてください。

② 税法上の各種控除(基礎控除等)を受けるため。

この申告書を提出することにより、月額88,000円未満の給与額は、所得税が0円となります。この申告書の提出がない場合は、支払金額に関わらず、最低3.063%を乗じた所得税を源泉徴収します。

<注意点>

① 早稲田大学を主たる勤務先とする場合は、あなたが扶養する親族(配偶者・子供・親等)がいない場合も、この申告書の提出が必要です。

※扶養する親族等がいる場合は、別の申告用紙になりますので、勤務先の事務所に申し出てください。

② **留学生の方で「租税条約に関する届出書」を提出している場合、当申告書は絶対に提出しないでください。**

当申告書と租税条約の届出書の両方を提出してしまった場合、正しい税額で源泉徴収できませんので、給与厚生課までご連絡ください。

③ 平成29年分の扶養控除等申告書は平成29年1月～12月に支払われる給与等について適用されるものです。平成30年に書き換えて使用しないでください。

④ この扶養控除等異動申告書の書式は絶対に書き換えしないでください。

<記入方法>

① 楷書体で丁寧に記入してください。

② 学内の2箇所以上で勤務した場合は、「(学内の他の勤務先名:)」の括弧内に記入し、それぞれの箇所に当申告書を提出してください。

③ 氏名、フリガナ、生年月日、住民票のある住所、学籍番号(本学在生学生のみ)、右上の提出日を必ず記入し、押印をしてください。

④ 勤労学生控除の申告をする場合は、学生証(表面)のコピーを必ず貼付してください。

⑤ 障害者控除の申告をする場合は、障害者手帳のコピーを必ず貼付してください。

締切日は、2017年 月 日()です。勤務先事務所の庶務担当者に提出してください。

新宿税務署長

資格：早稲田大学のTA RA 研究補助者 臨時職員 等

各箇所事務担当者記入欄

学外者登録番号：

給与厚生課記入欄

No.

受付印

契約箇所名：理工学術院

送付担当者：若林（73-2521） 小西（73-2524）

（学内の他の勤務先名： ）
（↑学内に他の勤務先がある場合は、勤務先名を記入し、それぞれに提出してください。学外は除きます。）

平成29年分 給与所得者の扶養控除等異動申告書【一人用（扶養する親族がない）】

平成 年 月 日提出

主たる給与の支払者	住所または所在地 東京都新宿区戸塚町1-104		氏名または名称 学校法人 早稲田大学（給与支払者の法人番号：5011105000953）	
申告者	個人番号：*****（個人番号は給与支払者に別途提出する個人番号と相違ありません。）			
学籍番号	氏名	生年月日	住所（住民票の住所）	
（本学の在学生のみ）	フリガナ	西暦	〒	
	ハイフン以下は記入不要	年 月 日		
勤労学生控除 （注意点④参照）	1. 勤労学生控除の申告を受ける（学生証（表面のみ）のコピーを貼付してください） 2. 勤労学生控除の申告を受けない		障害者控除 （注意点⑤参照）	1. 一般障害者（ 級） 2. 特別障害者（ 級）

【注意点】

- この申告書は、あなたの主たる勤務先を定め、その給与について基礎控除、勤労学生控除、障害者控除を受けるために提出するものです。提出しなければならない書類ではありませんので、ご自身で判断してください。
- 早稲田大学以外の勤務先に提出している場合、本学に提出することはできません。（重複申告の禁止）
ただし、平成29年中に本学を退職（卒業）し、本学以外の勤務先に提出する予定の方は、重複期間がでないよう、本学に提出することができます。退職（卒業）の際は契約した学部事務所へ「扶養控除等申告書の取下げ」を連絡してください。
- 氏名、フリガナ、生年月日、住民票のある住所、学籍番号（本学在学生のみ）を楷書体で丁寧に記入し、捺印（シャチハタ不可）してください。外国籍の方はサインでも対応します。
- 勤労学生控除は、特定の学校（右記参照）の学生であり、年間総収入は税引前で103万円超～130万円以下の場合に申告ができます。ただし、平成29年中に卒業・退学をした場合は、対象外となります。（税引後の合計所得金額が65万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合に控除対象となります。）
- 障害者控除を申請する場合は、障害の状態、障害の等級等の分かる障害者手帳等のコピーを裏面に貼付してください。添付がない場合は、「障害者控除なし」となります。
- 扶養親族がいる場合は、別の申告用紙になりますので、勤務先の事務所に申し出てください。配偶者「有」でも扶養しない場合は、【一人用】を使用してください。
- 留学生の方で「租税条約に関する届出書（APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION）」を提出している場合は、当申告書は絶対に提出しないでください。

学生証の表面コピー貼付欄
（勤労学生控除を受ける者のみ必ず貼付）

※特定の学校の学生とは以下のいずれかに当てはまる方です。

- 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校
- 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの
- 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの

問い合わせ先：早稲田大学人事部給与厚生課 扶養控除係
〒169-8050 東京都新宿区戸塚町1-104
TEL03-3208-0480（内線：71-2569）
syotokuzei@list.waseda.jp